

議員提出議案第 5 号

伊丹市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

伊丹市議会会議規則の一部を改正する規則を別記のとおり制定する。

令和 3 年 1 2 月 2 3 日提出

提出者

伊丹市議会議員	新政会	戸田 龍起
伊丹市議会議員	公明党	竹村 和人
伊丹市議会議員	フォーラム伊丹	保田 憲司
伊丹市議会議員	創政会	佐藤 良憲
伊丹市議会議員	日本共産党伊丹市議会議員団	上原 秀樹
伊丹市議会議員	伊丹維新・無所属の会	齊藤 真治
伊丹市議会議員	小西 彦治	

理 由

疾病，出産以外の欠席事由を具体的に例示するとともに，出産のため出席できない期間の範囲を明記するため。

伊丹市議会会議規則の一部を改正する規則（令和 3 年伊丹市議会規則第 号）

伊丹市議会会議規則（昭和 4 1 年伊丹市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「疾病その他の事故」を「公務，疾病，育児，看護，介護，配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め，同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合にあつては， 1 4 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において，その期間を明らかにして」に改める。

第 8 2 条第 1 項中「疾病その他の事故」を「公務，疾病，育児，看護，介護，配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め，同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合にあつては， 1 4 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において，その期間を明らかにして」に改める。

付 則

この規則は，公布の日から施行する。